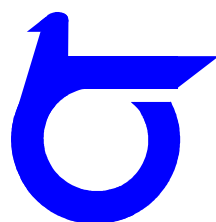


平成 25 年 度

公共用水域及び地下水の水質測定計画



平成 25 年 3 月

鳥 取 県

目 次

第 1 平成 25 年度公共用水域の水質測定計画		
1	目 的	1
2	測定期間	〃
3	測定実施機関及び測定対象水域	〃
4	測定地点	2
5	測定項目	〃
6	測定回数	〃
7	測定方法等	〃
8	前年度計画との主な変更点	3
9	測定結果の報告	4
10	その他	〃
別表 1		5
別表 2		7
表-1	水質測定計画一覧表	
	（1）河川	10
	（2）湖沼	36
	（3）海域	44
表-2	測定地点数	50
表-3	実施機関別測定地点数	〃
図-1	公共用水域水質測定地点図	
	（1）河 川	51
	（2）湖 沼	54
	（3）海 域	55
	（4）ダ ム	57
[参考]	図- 2 環境基準類型指定概要図	58
	公共用水域水質測定結果入力要領	59
第 2 平成 25 年度地下水質測定計画		
1	目 的	62
2	測定期間	〃
3	測定内容	〃
4	測定実施機関	〃
5	測定地点	〃
6	測定項目	〃
7	測定回数等	〃
8	分析方法等	63
9	測定結果の報告等	〃
10	その他	〃
別表 1		64
別表 2		65
表-1	地下水質測定計画一覧表	66
図-1	地下水質測定地点図	74
様式 1	地下水質測定結果表	75
様式 2	地下水質採水票	76

第 1 平成 25 年度公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までとする。

3 測定実施機関及び測定対象水域

測定実施機関及び測定対象地域は次のとおりとする。

測定実施機関	測定対象水域
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	千代川水系〔千代川、袋川、新袋川〕
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	天神川水系〔天神川、国府川、小鴨川〕
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	日野川水系〔日野川、法勝寺川〕
国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	中海（鳥取県水域）
鳥 取 県	千代川水系〔千代川、湖山川、枝川、福井川、三山口川、八東川、私都川〕 天神川水系〔天神川、小鴨川、玉川、三徳川、加茂川〕 日野川水系〔日野川、板井原川〕 斐伊川水系〔旧加茂川、加茂川、大正川〕 その他の水系〔蒲生川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川、埴見川、羽衣石川、東郷川、舎人川、橋津川、羽合用水〕
	湖山池、東郷池、中海（鳥取県水域）、中津ダム貯水池、俣野川ダム貯水池
	美保湾、日本海沿岸海域、海水浴場（鳥取市管轄区域以外）
鳥 取 市	千代川水系〔千代川、袋川、狐川、山白川、天神川、湖山川、野坂川、新袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、佐治川〕 その他の水系〔塩見川、河内川、勝部川〕
	湖山池、多鯰ヶ池
	海水浴場（鳥取市管轄区域）
米 子 市	日野川水系〔法勝寺川、小松谷川〕 斐伊川水系〔加茂川〕
倉 吉 市	天神川水系〔鴨川、絵下谷川、鉢屋川〕
八 頭 町	千代川水系〔大江川、見槻川〕
伯 耆 町	日野川水系〔別所川〕

4 測定地点

測定地点は、表-1 水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 水質測定地点図のとおりとする。

5 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、要監視項目は、平成 16 年 3 月 31 日付環水企発第 040331003 号環境省環境管理局水環境部長通知及び平成 16 年 3 月 31 日付環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知別表 1 に掲げられた 26 項目（クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMP)、イプロベンホス (IBP)、クロロニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン) 及び環境省環境管理局水環境部長通知 (平成 15 年 11 月 5 日付環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号) 別表 2 に掲げられた 3 項目（クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド) とする。

また、気温、水温、色相、臭気及び水深についても、採水時に現地測定するものとし、流量及び一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じ実施するものとする。

6 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

7 測定方法等

(1) 採水時期

採水は『採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日』に実施するものとし、その他の留意事項は「公共用水域水質調査指針」(平成 11 年 3 月鳥取県生活環境部) に示すとおりとする。

(2) 採水部位

試料の採水部位は原則として次のとおりとする。

なお、各部位から採水して試料を相互に混合した「混合試料」の作成は行わない。

〔河川〕 流水で、かつ水深の 2 割程度の深さの部位。

〔湖沼〕 上層及び下層は下表のとおりで、多鯰ヶ池及び中海の中層は全水深の中間の深さの部位。

	上層 (水面からの距離)	下層 (湖底からの距離)
湖山池	0.5m	0.5m
東郷池	0.5m	0.5m
多鯰ヶ池	0.5m	0.5m
中海	0.5m	1.0m
ダム貯水池	0.5m	1.0m

〔海域〕 上層は水面下 0.5m、下層を実施する場合は海底から 1.0m の深さの部位。

(3) 分析方法

環境基準項目の分析方法は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号）で定められている方法、特殊項目については「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日付環境庁告示第64号）によるものとする。

なお、これらの定めのない項目については、日本工業規格等科学的に確立された方法によるものとする。

主な項目についての分析方法は別表1のとおりである。

8 前年度計画との主な変更点

＜測定地点数の変更＞

	前年度 計 画	H25年度 計 画	変更内訳		備 考
			増加	減少	
河 川	126	124	0	2	○千代川水系の袋川の三洋大橋を削除（新袋川の面影橋と近接した地点であり、水質がほぼ同程度で推移していることから、調査の効率化の観点から削除とした。） ○千代川水系の袋川の吉方橋を削除（袋川の若桜橋と近接した地点であり、水質がほぼ同程度で推移していることから、調査の効率化の観点から削除とした。）
湖 沼	25	23	0	2	○佐治川ダム貯水池の全地点（北東部及び南西部）を削除（過去6年間の水質は同程度又は浄化傾向に推移しているため、調査の効率化の観点から削除する）
海 域	37	37	0	0	○変更なし

＜測定項目、頻度等の変更がある地点＞

	地点名
河 川	千代川〔市瀬、稲常、源太橋、佐貫、用瀬、行徳、賀露〕
	袋川〔浜坂、秋里、中郷橋、宮ノ下、谷〕
	新袋川〔美保橋〕
	大江川〔船岡橋下流〕
	見槻川〔天満橋上流〕
	天神川〔穴鴨、大原、今泉、小田、田後〕
	国府川〔福光〕
	小鴨川〔巖城、河原町、関金町〕
	鴨川〔福守町〕
	絵下谷川〔東巖城町〕
	鉢屋川〔堺町、福吉町、河原町〕
	日野川〔生山、溝口、八幡、車尾、皆生〕
	法勝寺川〔福市、法勝寺〕
湖 沼	湖山池〔中央部〕
	東郷池〔中央部〕
	中海〔境水道中央部、葭津地先、米子湾中央部〕
海 域	美保湾〔境港市福定町地先東方4.0km〕
	日本海沿岸〔岩美町浦富地先1.0km、鳥取市堀越地先1.0km、湯梨浜町泊地先1.0km、大山町御崎地先1.0km〕

9 測定結果の報告

測定実施機関は、水質測定結果を毎月とりまとめ、測定月の翌月末までに当該測定月の測定結果を鳥取県生活環境部水・大気環境課に送付するものとする。

また、年間の最終取りまとめ結果は、翌年度の4月末までに指定の電子ファイルにより報告するものとする。

主な項目に関する報告下限値は別表2のとおりである。

10 その他

この計画に定めのない事項については、県が各測定機関と協議の上、定めるものとする。

別表 1

項 目		分 析 方 法
生 活 環 境 項 目	p H	JIS K 0 1 0 2 12.1 ガラス電極法
	B O D	〃 21
	C O D	〃 17
	S S	環境庁告示 59 号 付表9
	D O	JIS K 0 1 0 2 32
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	環境庁告示 59 号 付表 12
	大腸菌群数	環境庁告示 59 号 別表 2 備考 最確数による定量法
	全窒素	JIS K 0 1 0 2 45.2、45.3 又は 45.4
	全 磷	JIS K 0 1 0 2 46.3
	全 亜鉛	JIS K 0 1 0 2 53
	ノニルフェノール	環境庁告示 59 号 付表 11
健 康 項 目	カドミウム	JIS K 0 1 0 2 55・2 及び 55・3 又は 55・4
	全シアン	JIS K 0 1 0 2 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3
	鉛	JIS K 0 1 0 2 54
	六価クロム	JIS K 0 1 0 2 65.2
	砒素	JIS K 0 1 0 2 61.2、61.3 又は 61.4
	総水銀	環境庁告示 59 号 ¥付表 1
	アルキル水銀	環境庁告示 59 号 付表 2
	P C B	環境庁告示 59 号 付表 3
	ジクロロメタン	JIS K 0 1 2 5 5.1、5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0 1 2 5 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0 1 2 5 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0 1 2 5 5.1、5.2 又は 5.3.2	

	項 目	分 析 方 法
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
康	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	チ ウ ラ ム	環境庁告示 59号 付表 4
	シ マ ジ ン	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 及び第 2
	チ オ ベ ン カ ル ブ	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 及び第 2
項	ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	セ レ ン	JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4
	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	硝酸性窒素 JIS K 0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 亜硝酸性窒素 JIS K 0102 43.1
	ふ つ 素	JIS K 0102 34.1 環境庁告示 59号 付表 6
	ほ う 素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4
目	1,4-ジオキサン	環境庁告示 59号 付表 7
要 監 視 項 目		環境庁通知 環水規第 121 号(平成 5 年 4 月 28 日付) 環境省通知 環水企発第 031105001 号 環水管発第 031105001 号(平成 15 年 11 月 5 日付) 環水企発第 040331003 号 環水土発第 040331005 号(平成 16 年 3 月 31 日付)
そ の 他 の 項 目	塩 化 物 イ オ ン	[河川水] 硝酸銀滴定法 N/100 AgNO ₃ [湖沼水] " N/10 AgNO ₃ [海水] " N/10 AgNO ₃
	ク ロ ロ フ ィ ル a	環境測定分析参考資料 3.3.19 II 1 吸光光度法
	植 物 プ ラ ン ク ト ン	「上水試験方法(2001)IX 生物試験総則、X 生物試験」を参考
	ジ オ ス ミ ン	厚生労働省告示第 261 号
	2-メチルイソボルネオール	
指 要 標 測 等 定	大 腸 菌 数	環境省通知 環水大水発第 120330018 号
	全 有 機 炭 素 (TOC)	

注 (1) JIS K0102：日本工業規格K0102(2008)

(2) JIS K0125：日本工業規格K0125(1995)

(3) 環境庁告示 59号：昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」

(4) 環境測定分析参考資料：環境庁企画調整局研究調整課(昭和 53 年 3 月)

別表 2

項 目		報告下限値 (mg/ℓ)
生 活 環 境 項 目	B O D	0.5
	C O D	0.5
	S S	1
	D O	0.5
	大腸菌群数	1.8
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	0.5
	全窒素	0.05
	全燐	0.003
	全亜鉛	0.001
ノニルフェノール	0.00006	
健 康 項 目	カドミウム	0.0003
	全シアン	0.1
	鉛	0.005
	六価クロム	0.005
	砒素	0.005
	総水銀	0.0005
	アルキル水銀	0.0005
	P C B	0.0005
	ジクロロメタン	0.002
	四塩化炭素	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
	トリクロロエチレン	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
	チウラム	0.0006
	シマジン	0.0003
	チオベンカルブ	0.002
	ベンゼン	0.001
	セレン	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1
	(硝酸性窒素)	(0.05)
	(亜硝酸性窒素)	(0.05)
	ふっ素	0.08
ほう素	0.1	
1,4-ジオキサ	0.005	

公 共 用 水 域 水 質 測 定 計 画 一 覧 表

河川	P. 10~35
湖沼	P. 36~43
海域	P. 44~49

水質測定計画一覧表(河川)
(1) 河川

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準 類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目											
					総測定 日数	総測定 回数	測定月	p	D	B	S	大腸 菌群	油 分	全 窒 素	全 磷	全 鉛	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル		
千代川水系	(河-1) 千代川	(001-01) 基 市瀬	AA	鳥取県	12 2	12 2	毎月 (8・2) 8・(2)	12	12	12	12	12	12					12	2
		(001-02) 基 稲常	AA	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12 2	12 2	毎月 (4・7・10・1) 7・(1)	12	12	12		12	12						4
		(001-03) 基 源太橋	AA		12 2	12 2	毎月 (4・10) 7・(1)	12	12	12		12	12		4	4	4		
		(001-51) 毛谷	AA	鳥取県	12 1	12 1	毎月 8	12	12	12	12	12	12						12
		(001-52) 佐貫	AA	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12 2	12 2	毎月 (4・7・10・1) 7・1	12	12	12		12	12		4	4	4		
		(001-53) 用瀬	AA		12 2	12 2	毎月 (4・7・10・1) 7・(1)	12	12	12		12	12		4	4	4		
		(002-01) 基 行徳	A	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12 2	48 2	毎月 (4・7・10・1) 7・(1)	48	48	48		48	48						4
		鳥取市		1 1	1 1	10 10													1
		(002-02) 基 賀露	A	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12 2	12 2	毎月 (4・7・10・1) 7・(1)	12	12	12		12	12		4	4	4		

注 項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。

(上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。)

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目										
					総測定日数	総測定回数	測定月	P	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノニルフェノール	
千代川水系	(河-3) 狐川	(202-01) 堀切橋	-	鳥取市	4	4	4・7・10・1	4	4	4	4	4	4					4
					1	1	7											
	(河-4) 山白川	(203-01) 弥生橋	-	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1	8											
	(河-5) 天神川	(204-01) 東雲橋 ※注	-	鳥取市	4	4	4・7・10・1	4	4	4	4	4	4					4
					1	1	7											
	(河-6) 湖山川	(205-01) 賀露南大橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1	9											
		(205-02) 湖山橋	-	鳥取市	4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4	4					4
	(河-7) 枝川	(206-01) 松原橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1	9											
	(河-8) 福井川	(236-01) 福井	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1												
	(河-9) 三山口川	(237-01) 高住	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
1					1													
(河-10) 野坂川	(207-01) 安長橋	-	鳥取市	4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4	4					4	
				1	1	9												
(河-11) 新袋川	(208-01) 美保橋	-	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1)	12	12	12	12	12	12					12	
				2	2	7・(1)												
	(208-02) 面影橋	-	鳥取市	4	4	4・7・10・1	4	4	4	4	4	4					4	

※注 旧「立川大橋」

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目										
					総測定日数	総測定回数	測定月	p	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノニルフェノール	
千代川水系	(河-12) 有富川	(209-01) 津浪橋	-	鳥取市	4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4	4					4
					1	1	9											
	(河-13) 大路川	(210-02) 西大路橋	-	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1	8											
	(河-14) 砂見川	(211-01) 長谷橋	-	鳥取市	4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4	4					4
					1	1	9											
	(河-15) 八東川	(212-01) 片山 [私都川合流後]	-	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1	8											
		(212-02) 万代寺	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
	(212-03) 岸野	-	1		1	8												
	(河-16) 私都川	(213-01) 下門尾	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12
					1	1	8											
	(河-17) 大江川	(238-01) 船岡橋下流 [極楽橋]	-	八頭町	1	1	3	1	1	1		1	1					1
(河-18) 見槻川	(239-01) 天満橋上流	-	八頭町	1	1	3	1	1	1		1	1					1	1
(河-19) 佐治川	(214-01) 小原	-	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12	
				1	1	8												

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目												
					総測定日数	総測定回数	測定月	p	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノルフェノール			
								H	O	D	S	数	等	素	燐	鉛	ル			
天神川水系	(河-20) 天神川	(003-01) 基 穴鴨 [加谷川合流後]	AA	鳥取県	12	12	毎月 (8・2)	12	12	12	12	12	12					12	2	

		(003-02) 基 大原	AA	国土交通省 倉吉河川国道事務所	12	12	毎月 (8・2) (5・8・11・2)	12	12	12		12	12						4	2

		(003-51) 今泉	AA	国土交通省 倉吉河川国道事務所	4	4	5・8・11・2	4	4	4		4	4			4	4			

	(004-01) 基 小田	A	国土交通省 倉吉河川国道事務所	30	30	毎月 (8・2) (5・8・11・2)	30	30	30		30	30			4	4	4	4	2	

				A	鳥取県	2	2	8・2											2	

				A	国土交通省 倉吉河川国道事務所	12	12	毎月 (8・2) (5・8・11・2)	12	12	12		12	12					4	2

			-	国土交通省 倉吉河川国道事務所	4	4	5・8・11・2	4	4	4		4	4							

(河-22) 小鴨川	(216-01) 巖城	-	国土交通省 倉吉河川国道事務所	4	4	5・8・11・2	4	4	4		4	4								

	(216-02) 河原町	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4		4	4								

	(216-03) 関金町	-	鳥取県	4	4	5・8・11・2	4	4	4		4	4			4	4				

	(216-04) 今西	-	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12						12			

			-	倉吉市	1	1	8													

(河-23) 鴨川	(232-01) 福守町	-	倉吉市	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4			

				1	1	5														

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目											
					総測定日数	総測定回数	測定月	P	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	その他		
天神川水系	(河-24) 玉川	(217-01) 巖城 [新玉川橋]	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12	
		2	2		6・(10)														
		(217-02) 宮川町	-		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12						12
		2	2		6・10														
		[217-03] 西仲町	-		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12						12
		2	2		6・10														
	(217-04) 余戸谷町	-	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12						12		
	2	2	6・10																
	(217-05) 八幡町	-	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12							12	
	2	2	6・10																
	(河-25) 絵下谷川	(235-01) 東巖城町	-	倉吉市	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4	
					1	1	5												
	(河-26) 鉢屋川	(233-01) 堺町	-	倉吉市	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4	
		1	1		5														
		(233-02) 福吉町	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4
	1	1	5																
	(233-03) 河原町	-	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4							4	
	1	1	5																
	(河-27) 三徳川	(218-01) 大瀬	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12	
		1	1		8・(2)														
		(218-02) 片柴 [小鹿川合流後]	-	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12						12	
1	1	8																	
(河-28) 加茂川	(219-01) 森	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12		
1	1	8																	

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目											
					総測定日数	総測定回数	測定月	p	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノルブエン		
日野川水系	(河-29) 日野川	(005-01) 基 生山	AA	鳥取県	12 2	12 2	毎月 (8・2) 8・(2)	12	12	12	12	12	12					12	2
		(005-02) 基 溝口	AA	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	12 2	毎月 8・(2)	12	12	12	12	12	12						4
		(005-03) 基 八幡	AA		12 2	12 2	毎月 (6・7・8・9) 8・(2)	12	12	12	12	12	12						4
		(005-51) 矢戸	AA	鳥取県	12 1	12 1	毎月 8	12	12	12	12	12	12						12
		(005-52) 下榎	AA		12 1	12 1	毎月 8	12	12	12	12	12	12						12
		(005-53) 武庫	AA		12 1	12 1	毎月 8	12	12	12	12	12	12						12
		(006-01) 基 車尾	A	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	48 2	毎月 (5・8・11・2) 8・(2) (5・8・11・2)	48	48	48	12	48	48						4
			鳥取県		2 1	2 1	8・2 10												
				(006-02) 基 皆生	A	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	12 2	毎月 8・(2)	12	12	12	12	12	12				

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目												
					総測定日数	総測定回数	測定月	p	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノニルフェノール			
日野川水系	(河-30) 法勝寺川	(220-01) 福 市	-	国土交通省 日野川河川事務所	12	12	毎 月	12	12	12	12	12	12					4		
					2	2	8・(2)													
		(220-02) 法 勝 寺	-		12	12	毎 月	12	12	12	12	12	12						4	
					2	2	8・(2)													
	(河-31) 小松谷川	(220-51) 戸 上	-	米子市	6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6	6							
					6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6	6						6	
	(河-32) 別所川	(234-01) 青 木	-	米子市	6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6	6						6	
	(河-33) 板井原川	(240-01) 小 林 橋	-	伯耆町	6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6					6	6		
		(221-01) 高 尾	-	鳥取県	12	12	毎 月	12	12	12	12	12	12						12	
					2	2	8・(2)													

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目													
					総測定日数	総測定回数	測定月	P	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノニルフェノール				
斐伊川水系	(河-34) 旧加茂川	(222-01) 灘町橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12			
					2	2	6・10														
		(222-02) 天神橋	-		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12	12	12	
					2	2	6・10														
		(222-03) 旭橋	-		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12	12	12	
					2	2	6・10														
		(222-04) 土橋	-	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12					12	12	12		
				2	2	6・10															
		(222-05) 加茂川橋	-	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12							12		
				2	2	6・(10)															
		(223-01) 美吉橋	-	6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6	6							6		
				1	1	9															
		(223-02) 末広橋	-	12	12	毎月	12	12		12	12						12	12			
		(223-51) 深浦橋	-	6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6	6									
	(223-52) 前田橋	-	6	6	5・7・9・11・1・3	6	6	6	6	6	6										
	(河-36) 大正川	(241-01) 大正町	-	鳥取県	2	2	6・10	2										2			
					2	2	6・10														

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目																	
					総測定回数	総測定回数	測定月	P	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	その他								
蒲生川水系	(河-37) 蒲生川	(224-01) 本庄	-	鳥取県	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
		1	1		5																				
		(224-02) 恩志	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
		1	1		5																				
		(224-03) 太田	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
		1	1		5																				
		(224-04) 岩美川下流 [県営ダム]	-		2	2	6・12	2																	
		2	2		6・12																				
		(224-05) 荒金川上流 [岩美川合流前]	-		2	2	6・12	2																	
		2	2		6・12																				
		(224-06) 荒金川中流	-		2	2	6・12	2																	
2	2	6・12																							
(224-07) 小田川 [荒金川合流前]	-	2	2	6・12	2																				
2	2	6・12																							
(224-08) 小田川 [稲木場イセキ]	-	2	2	6・12	2																				
2	2	6・12																							
(224-11) 岩常川下流	-	2	2	6・12	2																				
2	2	6・12																							
塩見川水系	(河-38) 塩見川	(225-01) 細川	-	鳥取市	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
		1	1		5																				
		(225-02) 海士	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
		1	1		5																				
		(225-03) 箭溪	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
		1	1		5																				

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目												
					総測定日数	総測定回数	測定月	p	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全銅	ノニルフェノール			
由良川水系	(河-42) 由良川	(228-01) 瀬戸	-	鳥取県	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4		
					1	1	5													
		(228-02) 穴沢	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
		(228-03) 東亀谷	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
加勢蛇川水系	(河-43) 加勢蛇川	(229-01) 上伊勢	-	鳥取県	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4		
					1	1	5													
		(229-02) 八反田	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
		(229-03) 三本杉	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
阿弥陀川水系	(河-44) 阿弥陀川	(230-01) 所子	-	鳥取県	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4		
					1	1	5													
		(230-02) 坊領	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
		(230-03) 前 ※注	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
佐陀川水系	(河-45) 佐陀川	(231-01) 佐陀	-	鳥取県	4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4					4		
					1	1	5													
		(231-02) 吉長	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													
		(231-03) 福万	-		4	4	5・8・11・2	4	4	4	4	4	4						4	
					1	1	5													

※注 旧「原」

水系	(河川番号) 河川名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目											
					総測定日数	総測定回数	測定月	p	D	B	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	全鉛	ノニルフェノール		
橋津川水系	(河-46) 埴見川	(243-01) 前田橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12					12	12		
	(河-47) 羽衣石川	(244-01) 羽衣石橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12					12	12		
	(河-48) 東郷川	(245-01) 東郷橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12					12	12		
	(河-49) 舎人川	(246-01) 舎人橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12					12	12		
	(河-50) 橋津川	(247-01) 南谷大橋	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12					12	12		
	(河-51) 羽合用水	(248-01) 導入部	-	鳥取県	12	12	毎月	12	12	12	12					12	12		

水質測定計画一覧表(湖沼)
(2) 湖 沼

水系	(湖沼番号) 湖沼名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準 種類	実施機関名	測定頻度			生活環境項目													
					総測定日数	総測定回数	測定月	P	D	B	C	S	大腸菌群	油分	全窒素	全リン	ノニルフェノール				
-	(湖-1) 湖山池	(501-01) 基	A III	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
		No.1布勢地先		1	1	7															
		No.1布勢地先	A III	鳥取県	12	12	毎月														
		(501-02) 基	A III	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		No.2堀越地先		1	1	7															
		No.2堀越地先	A III	鳥取県	12	12	毎月														
	(501-03) 基	A III	鳥取市	12	12	毎月 (7・11)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	
	No.3中央部		1	1	7																
	No.3中央部	A III	鳥取県	12	12	毎月															
	(501-04) 基	A III	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	No.4松原地先		1	1	7																
	No.4松原地先	A III	鳥取県	12	12	毎月															
	(海-2) 日本海沿岸	(604-01) 賀露港	一	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	(湖-2) 東郷池	(502-01) 基	A	鳥取県	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
		No.1下浅津地先			2	2	7・(11)														
		(502-02) 基	A	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2		
No.2中央部		2	2	7・(11)																	
(502-03) 基		A	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
No.3野花地先	2	2	7・(11)																		
(502-04) 基	A	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
No.4松崎地先	2	2	7・(11)																		

水系	(湖沼番号) 湖沼名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準 類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目																		
					総測定 日数	総測定 回数	測定月	p	D	B	C	S	大腸 菌 群	油 分	全 窒 素	全 磷	全 鉛	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル								
-	(湖-3) 多鯉ヶ池	(401-01)	-	鳥取市	4	4	5・8・11・2 (毎月)	4	4																	
		No.1西部			1	1	8																			
		(401-02)	-		4	4	5・8・11・2	4	4																	
		No.2東南部			1	1	8																			
		(401-03)	-		4	4	5・8・11・2	4	4																	
		No.3北部			1	1	8																			

注 項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。
(上欄:生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄:健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。)
ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。
植物プランクトンの調査は鳥取市と鳥取県が協同で実施する。

水系	(湖沼番号) 湖沼名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準 類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目										
					総測定 日数	総測定 回数	測定月	P	D	B	C	S	大腸 菌 群	油 分	全 窒 素	全 機 油	全 鉛	ノ ル フ エ ノ ー ル
								H	O	D	D	S	数	等	素	機	鉛	ル
	(湖-6) 中津ダム貯水池	(403-01) No.1西部	-	鳥取県	4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4				4	4	4
		(403-02) No.2中央部	-		4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4				4	4	
	(湖-7) 俣野川ダム貯水池	(404-01) 堰堤部	-	鳥取県	4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4				4	4	4

(海域番号) 海域名	(地点統一番号) 地点名 基:環境基準点	環境基準 類型	実施機関名	測定頻度			生活環境項目												
				総測定 日数	総測定 回数	測定月	p	D	B	C	S	大腸 菌群	油 分	全 窒 素	全 磷	全 鉛	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル		
(海-2) 日本海沿岸	(603-04) 基 No.4 鳥取市気高町 八幡地先1.0km	A	鳥取県	3	3	6・8・10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2		
				1	1	6													
	(603-05) 基 No.5 湯梨浜町泊地先 1.0km	A		12	12	毎月 (6・10)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2		
				1	1	6													
	(603-06) 基 No.6 北栄町松神地先 1.0km	A		3	3	6・8・10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	
		1		1	6														
(603-07) 基 No.7 北栄町大谷地先 1.0km	A	3		3	6・8・10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2		
		1		1	6														
(603-08) 基 No.8 大山町御崎地先 1.0km	A	3		3	6・8・10 (6・10)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2		
		1		1	6														
海水浴場	(603-51) No.1 東浜海水浴場	A	鳥取県	4	8	5・7	8		8										
				-	-	-													
	(603-52) No.2 羽尾海水浴場	A		4	8	5・7	8		8										
				-	-	-													
	(603-72) No.3 小羽尾海水浴場	A		4	8	5・7	8		8										
			-	-	-														
	(603-53) No.4 牧谷海水浴場	A	4	8	5・7	8		8											
			-	-	-														
	(603-54) No.5 浦富海水浴場	A	4	8	5・7	8		8											
			-	-	-														
(603-56) No.6 岩戸海水浴場	A	鳥取市	4	8	5・7	8		8											
			-	-	-														
(603-57) No.7 鳥取砂丘海水浴場	A		4	8	5・7	8		8											
			-	-	-														
(603-58) No.8 賀露みなと海水浴場	A		4	8	5・7	8		8											
		-	-	-															
(603-59) No.9 白兔海水浴場	A	4	8	5・7	8		8												
		-	-	-															
(603-60) No.10 小沢見海水浴場	A	4	8	5・7	8		8												
		-	-	-															

(備考) 海水浴場については、平成25年度に開設される箇所について、遊泳区域内の水質調査を実施するものとする。

表－2 測定地点数

区 分		生活環境項目・その他項目	健康項目・要監視項目・特殊項目
		地 点 数	地 点 数
河 川	千代川水系	38	31
	天神川水系	23	18
	日野川水系	15	11
	斐伊川水系	10	7
	2級河川	38	30
	計	124	97
湖 沼	湖山池	4	4
	東郷池	4	4
	多鯨ヶ池	3	3
	中海	9	3
	ダム貯水池	3	0
	計	23	14
海 域	美保湾	8	8
	日本海沿岸	9	8
	海水浴場	20	0
	計	37	16
合 計		184	127

注 海水浴場については、測定地点数でなく浴場数を計上。

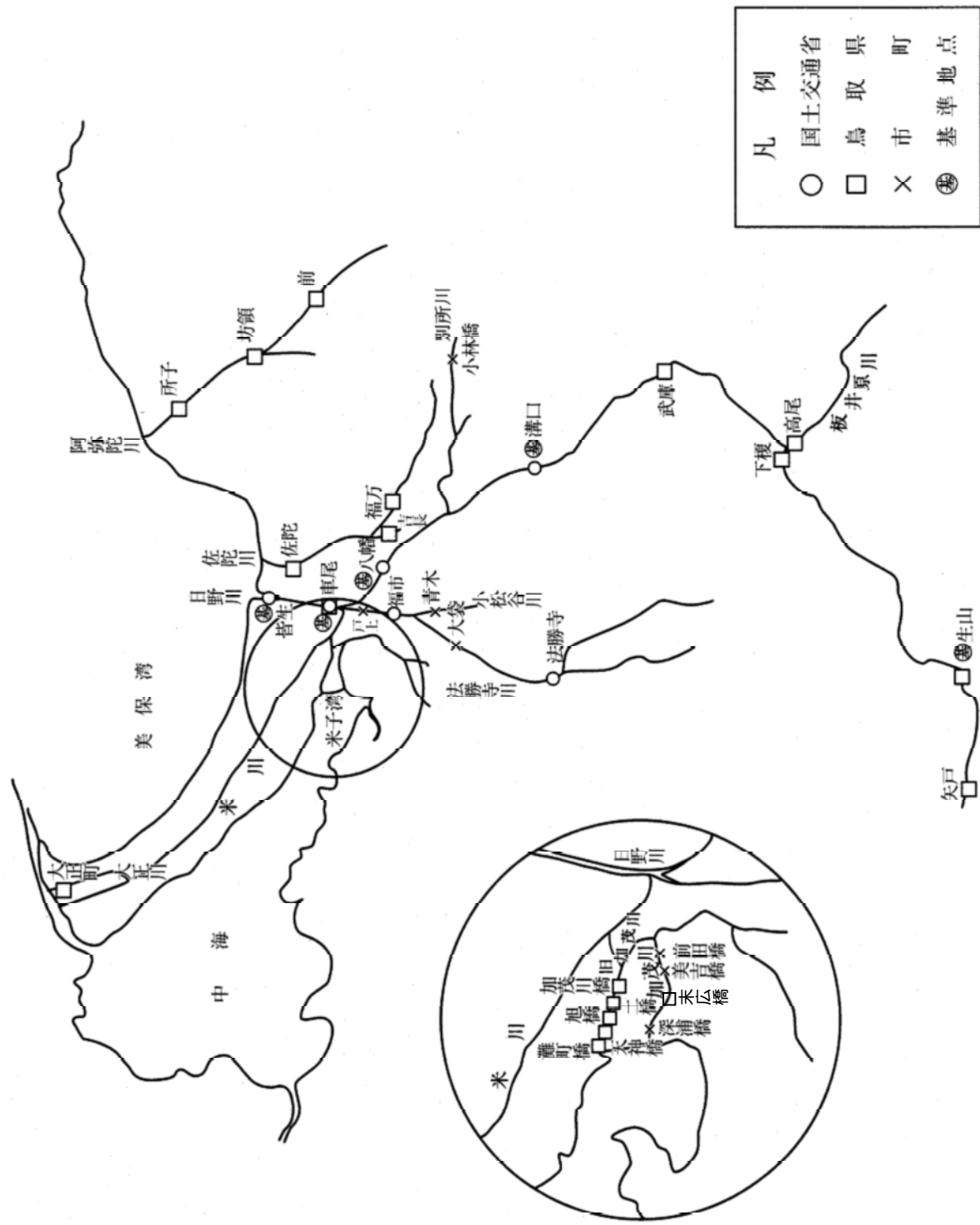
表－3 実施機関別測定地点数

区 分	河 川	湖 沼	海 域	計
鳥 取 県	61 (2)	20 (7)	27	108 (9)
国 土 交 通 省	26 (3)	3 (3)	－	29 (6)
鳥 取 市	27 (1)	7 (4)	9	43 (5)
倉 吉 市	5	－	－	5
米 子 市	6	－	－	6
八 頭 町	2	－	－	2
伯 耆 町	1	－	－	1
合 計	128 (3)	30 (7)	36	194 (10)

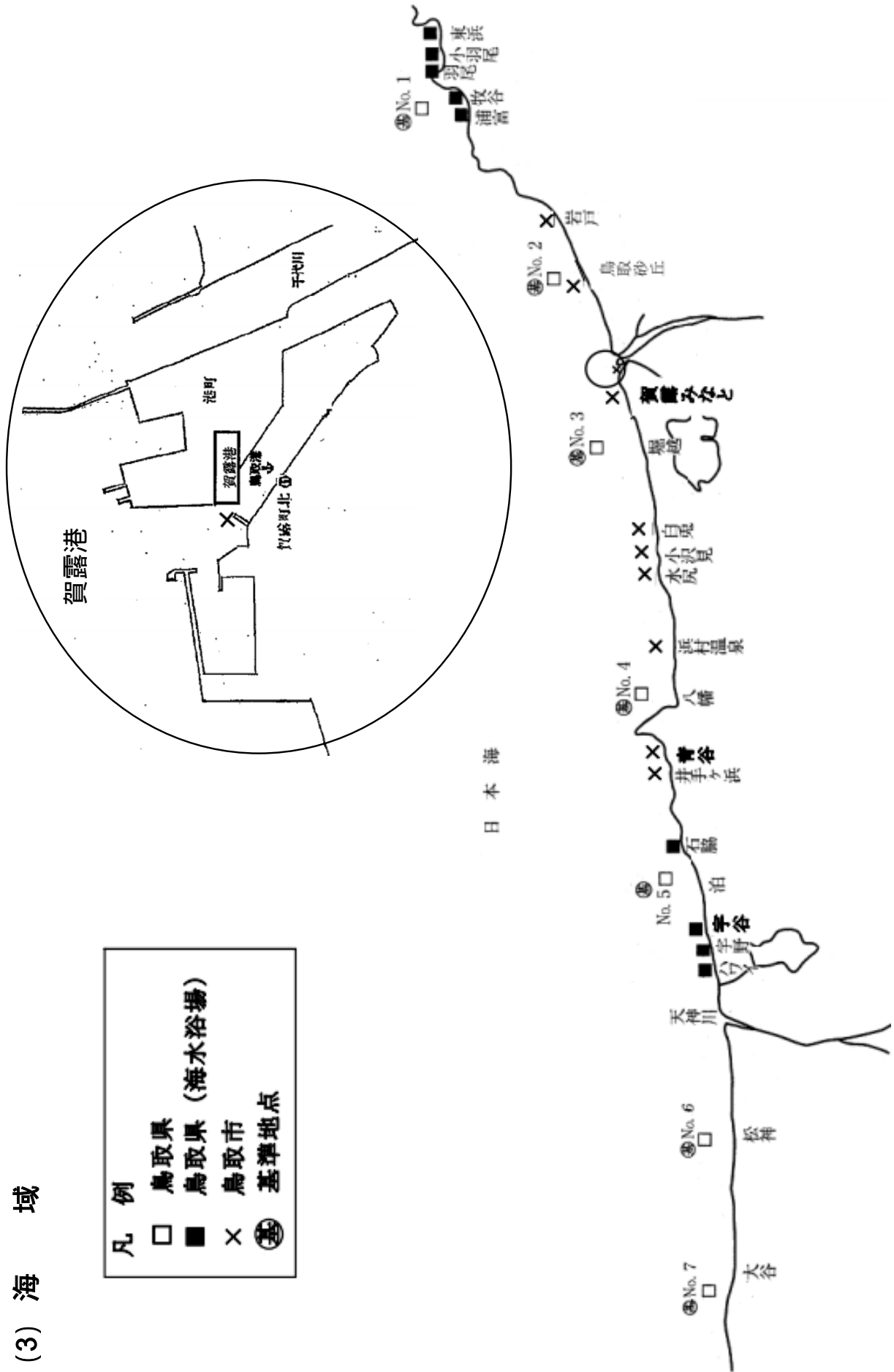
注 (1) ()は同一地点を2機関で測定する地点(内数)。

(2) 海域のうち、海水浴場については、測定地点数でなく浴場数を計上。

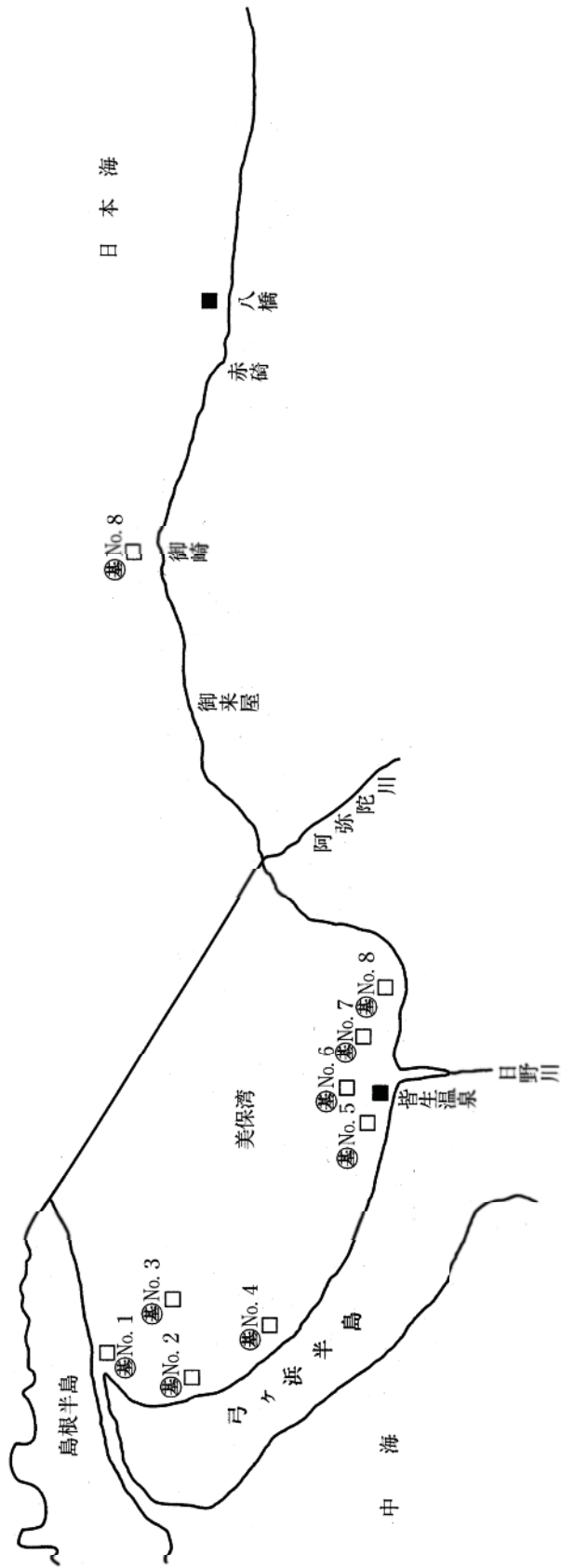
【西部】



(3) 海域



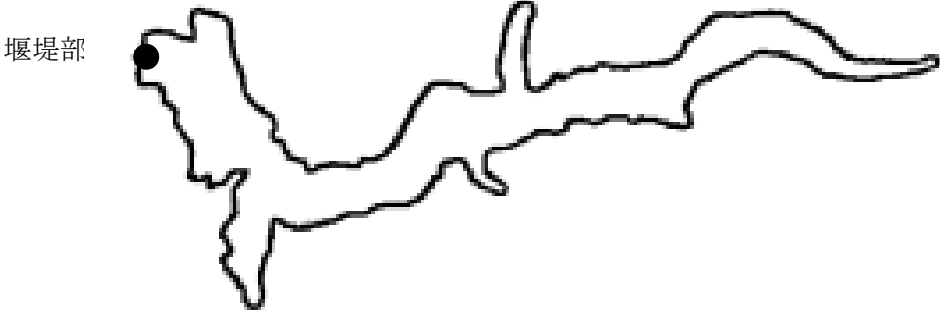
凡	例
□	鳥取県
■	鳥取県 (海水浴場)
⊕	基準地点



中津ダム貯水池



俣野川ダム



公共用水域水質測定結果入力要領

1 全般的な注意事項

- (1) 本表には測定値のみを入力すること。
- (2) 測定値の取扱方法等基本的な事項については、「公共用水域水質調査指針」（平成 11 年 3 月鳥取県生活環境部）によること。
- (3) 必須項目は必ず入力すること。

2 地点統一番号（必須項目）

地点統一番号を下記のように入力する。ただし、001 などの 0 は省略できない。

- (1) 県コード 2 桁の半角数字を入力すること。
- (2) 水域コード 3 桁の半角数字を入力すること。
- (3) 地点コード 2 桁の半角数字を入力すること。

3 調査年度（必須事項）

西暦年 4 桁を入力する。

4 調査区分（必須事項）

年間調査は「0」、補足調査は「1」と入力する。「年間調査」とは、年間を通じて一定間隔で行われた調査のことである。また、「補足調査」とは、ある月において他の月より測定日数が多い場合の調査で、例えば年 12 回の調査以外に 1 回通日調査を行う場合がこれに当たる。（通日調査であっても、年 12 回のうちの 1 回である場合には「補足調査」に当たらない。）

5 採取月日、採取時刻（必須事項）

- ・採取月日、採取時刻とも 4 桁の半角数字を入力する。
- ・採取時刻は 24 時間表示とし 24 時 00 分は翌日の 00 時 00 分とする。
- ・また湖沼、海域で 2 層以上測定している場合は原則として各層すべてに表層の採取時刻を入力する。

6 天 候

天候コードを下記に基づいて入力する。

コード	天 候	コード	天 候	コード	天 候
01	快 晴	08	霧	15	雷
02	晴	09	霧 雨	16	一 時 雨
03	薄 雲	10	雨	17	一 時 雪
04	曇	11	み ぞ れ	18	時 々 雨
05	煙 霧	12	雪	19	時 々 雪
06	砂 じん あらし	13	あ ら れ	20	大 雨
07	地 ふ ぶ き	14	ひ よ う	21	大 雪

7 気温及び水温

小数点第 1 位までの半角数値を入力すること。マイナスがある場合には「-」を入力する。

8 流 量

一般的には小数点以下第 3 位を切り捨てて第 2 位まで入力する。マイナスがある場合には「-」を入力する。

9 採取位置（必須事項）

・以下の2桁コードを入力する。

河 川		湖 沼 ・ 海 域	
コード	内 容	コード	内 容
01	流心（中央）	11	上層（表層）
02	左岸	12	中層
03	右岸	13	下層
04	左岸・右岸の混合	14	上層・下層の混合
05	左岸・右岸・流心の混合	15	上層・中層の混合
		16	中層・下層の混合
		17	上層・中層・下層の混合

・4層以上測定する場合は、最上層、最下層以外はすべて中層とする。

10 採取水深（必須事項）

水面下0.5mのところを採取した場合「0.5」と入力する。

11 大腸菌群数

指数でなく、整数で入力する。

なお、上限は240000までとし、これを上回る場合は「>240000」と入力する。

12 報告下限値未満又は定量下限値未満の入力

- ・生活環境項目及び健康項目等の報告下限値未満又は不検出については「公共用水域水質調査指針」（平成11年3月鳥取県生活環境部）及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日付環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）によること。
- ・特殊項目、その他項目の定量限界未満の入力方法は健康項目等の例に従うこと。

第2 平成24年度地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

測定期間は平成25年4月から平成26年3月までとする。

3 測定内容

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的にも実施する。

4 測定実施機関

測定実施機関	測定対象区域	測定区分
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取市の市街地	概況調査
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市の市街地	概況調査
鳥取市	鳥取市	概況調査 継続監視調査
鳥取県	八頭町、湯梨浜町、米子市、江府町	概況調査
	智頭町、湯梨浜町、北栄町、境港市	継続監視調査

5 測定地点

各地域の測定地点は、表-1 地下水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 地下水質測定地点図のとおりとする。

6 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、気温、水温についても採水時に現地測定するものとし、一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じて実施するものとする。

7 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

8 分析方法等

環境基準項目の分析試料の分析方法は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）で定められている方法によるものとする。

なお、その他の項目については、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された方法によるものとする。

環境基準項目についての基準値及び分析方法は別表1のとおりである。

9 測定結果の報告等

測定実施機関は測定結果を様式1「地下水質測定結果表」及び様式2「地下水質採水票」により、水質測定結果をとりまとめ、測定月の翌月末までに鳥取県（水・大気環境課）に送付するものとする。

ただし、環境基準項目について、環境基準を越える測定結果を得た場合は、その都度速やかに鳥取県（水・大気環境課）へ連絡するものとする。

なお、飲用に供する井戸で水道水の水質基準を超える測定結果を得た場合は、速やかに飲用指導をおこなう。

また、環境基準項目に関する報告下限値は別表2のとおりである。（平成6年5月24日付発環第219号及び平成12年2月25日付環第588号）。

10 その他

この計画に定めない事項については、県が各調査機関と協議の上、定めるものとする。

別表 1

項目	基準値	分析方法
カドミウム	0.003mg/1 以下	JIS K0102 55.2、55.3 又は 55.4
全シアン	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3
鉛	0.01mg/1 以下	JIS K0102 54
六価クロム	0.05mg/1 以下	JIS K0102 65.2
砒素	0.01mg/1 以下	JIS K0102 61.2、61.3 又は 61.4
総水銀	0.0005mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 1
アルキル水銀	検出されないこと	環境庁告示 59号 付表 2
P C B	検出されないこと	環境庁告示 59号 付表 3
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下	環境庁告示 10号 付表
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	シス体：JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 トランス体：JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	0.006mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 4
シマジン	0.003mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 5 の第 1 又は第 2
ベンゼン	0.01mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	0.01mg/1 以下	JIS K0102 67.2、67.3 又は 67.4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	硝酸性窒素 JIS K0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 亜硝酸性窒素 JIS K0102 43.1
ふっ素	0.8mg/1 以下	JIS K0102 34.1 又は環境庁告示 59号 付表 6
ほう素	1mg/1 以下	JIS K0102 47.1、47.3 又は 47.4
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下	環境庁告示 59号 付表 7

別表 2

項 目	報告下限値 (mg/ℓ)
カドミウム	0.0003
全シアン	0.1
鉛	0.005
六価クロム	0.005
砒素	0.005
総水銀	0.0005
アルキル水銀	0.0005
P-C-B	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.004
〔シス-1,2-ジクロロエチレン〕	〔0.002〕
〔トランス-1,2-ジクロロエチレン〕	〔0.002〕
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1
〔硝酸性窒素〕	〔0.05〕
〔亜硝酸性窒素〕	〔0.05〕
ふっ素	0.08
ほう素	0.1
1,4-ジオキサ	0.005

水質測定計画一覧表(地下水)

表-1 地下水質測定計画一覧表

番号	市町村名	地区名	井戸番号	調査井戸深度(m)	井戸の諸元			測定頻度		
					調査区分	浅井戸 深井戸 の別	用途	総測定 回数	総測定 回数	測定月
1	鳥取市	田園町	建1	50	概況調査	深	その他の井戸	4	4	4・7・10・1
2			建2	8		浅	その他の井戸	4	4	4・7・10・1
3	米子市	車尾	建3	30		-	その他の井戸	4	4	5・8・11・2
4	鳥取市	五反田町	335	-		-	その他の井戸	1	1	5
5		湖山町西3丁目	336	-		-	その他の井戸	1	1	5
6	八頭町	郡家	328	30~40		-	生活用水井戸	1	1	9
7		郡家	329	不明		-	生活用水井戸	1	1	9
8	湯梨浜町	泊	330	13		-	一般飲用井戸	1	1	5
9	米子市	下新印	331	-		-	生活用水井戸	1	1	5
10		皆生温泉	332	-		-	生活用水井戸	1	1	5
11	江府町	佐川	333	-		-	生活用水井戸	1	1	5
12		佐川	334	-		-	生活用水井戸	1	1	5

分 析 項 目																				その他の項目											
環 境 基 準 項 目																		pH	電 気 伝 導 率												
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン			チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン			
														4	4	1								1				4	4	国土交通省鳥取河川国道事務所 (国土交通省中国技術事務所、外部委託機関)	
													4	4	1									1				4	4		
																1	1												4	4	国土交通省日野川河川事務所 (国土交通省中国技術事務所、外部委託機関)
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鳥取市生活環境課 (鳥取市下水道管理室)
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	東部総合事務所生活環境局 (外部委託機関)
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	中部総合事務所生活環境局 (外部委託機関)
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	西部総合事務所生活環境局 (外部委託機関)
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

番号	市町村名	地区名	井戸番号	調査井戸深度(m)	井戸の諸元			測定頻度		
					調査区分	浅井戸 深井戸 の別	用途	総測定 日数	総測定 回数	測定月
13	鳥取市	行徳	141	25	継続監視調査	-	工業用水井戸	1	1	8
14		寿町	143	40		-	生活用水井戸	1	1	8
15		片原	149	30		-	その他の井戸	1	1	8
16		戒町	150	40		-	その他の井戸	1	1	8
17		南吉方	162	25		-	その他の井戸	1	1	8
18		用瀬	34	15		浅	生活用水井戸	1	1	5
19		福部町	270	40		深	水道水源井戸	1	1	8
20		賀露町西一丁目	271	10		-	工業用水井戸	1	1	8
21		的場	269	40		深	その他の井戸	1	1	8
22		的場	275	50		深	生活用水井戸	1	1	8
23		朝月	288	80		深	一般飲用井戸	1	1	5

分 析 項 目																	電 気 伝 導 率											
環 境 基 準 項 目															そ の 他 の 項 目													
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	pH	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	
																								1	1	1	1	

調査機関名
(分析機関名)

鳥取市生活環境課
(鳥取市下水道管理室)

番 号	市 町 村 名	地 区 名	井 戸 番 号	調 査 井 戸 深 度 (m)	井 戸 の 諸 元			測 定 頻 度		
					調 査 区 分	浅井戸 深井戸 の別	用 途	総 測 定 日 数	総 測 定 回 数	測 定 月
25	智頭町	智頭	35	18	継続監視調査	浅	生活用水井戸	2	2	5・11
26		智頭	104	20		-	生活用水井戸	2	2	5・11
27		智頭	105	23		-	一般飲用井戸	2	2	5・11
28		智頭	106	10		-	生活用水井戸	2	2	5・11
29		智頭	120	20		-	生活用水井戸	2	2	5・11
30		智頭	121	20		-	生活用水井戸	2	2	5・11
31		智頭	122	14		-	一般飲用井戸	2	2	5・11
32		智頭	124	21		-	生活用水井戸	2	2	5・11
33		智頭	130	25		-	生活用水井戸	2	2	5・11
34		智頭	135	25		-	一般飲用井戸	2	2	5・11
35		智頭	236	25		浅	観測井戸	2	2	5・11
36		智頭	238	27		浅	観測井戸	2	2	5・11
37		智頭	239	25		深	観測井戸	2	2	5・11
38		智頭	240	30		浅	観測井戸	2	2	5・11
39		智頭	241	25		深	観測井戸	2	2	5・11
40		智頭	107	10		-	一般飲用井戸	2	2	5・11
41		智頭	119	7		-	生活用水井戸	2	2	5・11
42		智頭	169	20		-	生活用水井戸	2	2	5・11
43		智頭	170	10		-	生活用水井戸	2	2	5・11
44		智頭	285	-		-	生活用水井戸	2	2	5・11

番号	市町村名	地区名	井戸番号	調査井戸深度(m)	井戸の諸元			測定頻度		
					調査区分	浅井戸 深井戸 の別	用途	総測定 日数	総測定 回数	測定月
46	湯梨浜町	中興寺	206	10~20	継続監視調査	浅	農業用水井戸	1	1	5
47		中興寺	216	13		浅	生活用水井戸	1	1	5
48	北栄町	下神	37	9		浅	生活用水井戸	1	1	5
49		下神	164	20		-	生活用水井戸	1	1	5
50		大島	298	41		深	生活用水井戸	2	2	5・11
51		大島	301	40		深	その他の井戸	2	2	5・11
53		境港市	京町	10		-	-	生活用水井戸	1	1
54	京町		65	-		-	生活用水井戸	1	1	11
58	渡町		203	5		浅	生活用水井戸	1	1	7
59	渡町		210	-		浅	生活用水井戸	1	1	7
60	渡町		211	-		浅	生活用水井戸	1	1	7

地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)		参考	
調 査 区 分		水道水の 水質基準及び 水質管理目 標設定項目	環境基準値
市 町 村 名			
地 区 名			
井 戸 番 号			
井 戸 の 元	井 戸 深 度 (m)		
	浅井戸・深井戸の別		
	用 途		
採 水 年 月 日			
水 温 (°C)			
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム (mg/L)		
	全 シ ア ン (mg/L)	0.01mg/L以下	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	六 価 ク ロ ム (mg/L)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	砒 素 (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	総 水 銀 (mg/L)	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	ア ル キ ル 水 銀 (mg/L)	-	検出されないこと
	P C B (mg/L)	-	検出されないこと
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー (mg/L)	-	0.002mg/L以下
	四 塩 化 炭 素 (mg/L)	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.3mg/L以下	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	-	0.002mg/L以下
	チ ウ ラ ム (mg/L)	0.02mg/L以下	0.006mg/L以下
	シ マ ジ ン (mg/L)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	チ オ ベ ン カ ル ブ (mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	ベ ン ゼ ン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	セ レ ン (mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10mg/L以下	10mg/L以下
	硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	-	-
	亜 硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	0.05mg/L以下	-
	ふ っ 素 (mg/L)	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほ う 素 (mg/L)	1mg/L以下	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	
そ の 他 の 項 目	p H	5.8以上8.6以下	-
	電 気 伝 導 率 (μ S/cm)	-	-
備 考			

(注)本様式の記入に当たっては、次の点に留意すること。

- 1 浅井戸・深井戸の別は、井戸深度が第一不透水層以浅のものを浅井戸、以深のものを深井戸とする。
- 2 井戸の諸元中の用途の欄は、水道水源井戸、一般飲用井戸、生活用水井戸、工業用水井戸、その他の井戸(農業用水井戸等)の別を記入する。

地下水質採水票

井戸番号		採水者職氏名	
採水日の気象状況	天候()、気温(°C)		
検体情報	採水日時(平成 年 月 日 時 分) 採水方法(1. 直接採水 2. 蛇口採水 3. その他:) pH()、電気伝導率(μ S/cm) 水温(°C)、臭気() 透視度(cm)、外観()		

井戸所在地		(世界測地系緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
井戸所有者	氏名(TEL)		井戸管理者	氏名(TEL)	
	住所		住所		
井戸の形式	1. 手堀井戸 2. 打込井戸 3. 機械堀井戸 4. 自噴・湧水 5. その他()				
井戸の設置年	明治・大正・昭和・平成・西暦 年				
取水施設	1. 電動ポンプ 2. 手押ポンプ 3. つるべ 4. 自噴水 5. その他()				
使用状況	1. 毎日使用 2. 時々使用() 3. 未使用 4. その他()				
使用量及び人数	m ³ /日、 人				
使用目的	1. 水道水源 2. 一般飲用 3. 生活用水(洗濯・風呂・撒水・営業用雑用水等) 4. 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5. 農業用水 6. その他()				
地下水位等	地表からの地下水位: m(実測・聴取) 井戸深度 : m(実測・聴取) 井戸区分(1. 浅井戸 2. 深井戸 3. 不明) ストレナーナの位置(m)				
地下水変動等(水量・水位)	採水時の水量(多い、普通、少ない) 季節変動(1. 無 2. 有:) 経年変動(1. 無 2. 有:) その他の変動()				
水道普及状況	1. 上水道なし 2. 上水道あり(水道が主) 3. 上水道あり(地下水が主) 4. その他()				
し尿処理状況	1. 下水道 2. 単独処理浄化槽 3. 合併処理浄化槽 4. 汲み取り 5. その他()				
生活排水処理状況	1. 下水道 2. 合併処理浄化槽 3. 未処理 4. その他()				
井戸周辺の状況(半径500m)	1. 住宅地 2. 商業地 3. 工業地 4. 農地 5. その他()				
地下水利用状況	地域の概ね()割が地下水を利用している				
周辺事業場等状況					
備考					

※該当する数字に○印をつけること。

※受託者へは上記太枠部分のみ記載し渡すこと。

※世界測地系の経度、緯度の検索サイト>> <http://www.geocoding.jp/>